

**西岐波学校給食共同調理場空調設備整備事業  
公募型プロポーザル募集要項**

**令和8年6月**

**宇部市教育委員会事務局**

**学校給食課**

## 第1 はじめに

この「西岐波学校給食共同調理場空調設備整備事業 公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、宇部市（以下「市」という。）が進める学校給食共同調理場の空調設備整備事業における受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、この募集要項のほか、別添の「西岐波学校給食共同調理場空調設備整備事業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「西岐波学校給食共同調理場空調設備整備事業様式集」（以下「様式集」という。）を一体の資料とし、これらを総じて「募集要項等」と称する。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

西岐波学校給食共同調理場 空調設備整備事業（以下「本事業」という。）

### 2 目的

本事業は、児童生徒に安心安全で安定的な給食を提供するため、学校給食調理場の既設空調設備を整備することで、学校給食衛生管理基準に基づく調理場内の適切な気温と湿度を保つとともに給食調理従事者の労働環境の向上を図ることを目的とする。

なお、通常の工事発注手続きによる整備では、事前調査や設計業務等に時間を要することから、本事業では、民間事業者の創意工夫により、工期の短縮・コストの縮減・調理場に適した機器の選定等を総合的、公正かつ公平に評価するため、公募型プロポーザル方式（以下「公募型プロポーザル」という。）により受託候補者の募集を行うこととする。

### 3 対象施設

西岐波学校給食共同調理場（所在地：宇部市床波三丁目4番10号）

### 4 事業期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

### 5 事業内容

仕様書のとおり

### 6 提案限度額

61,886,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※提案価格は提案限度額を超えないこと。

## 第3 応募条件

### 1 応募者の構成等

応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、単独業者又は複数の業者で構成されるグループとし、グループで応募する場合は、代表業者を決めて応募すること。

また、単独業者による応募事業者は、他のグループの構成員にはなれないものとし、グ

グループで応募する事業者は、単独応募又は他のグループの構成員にはなれないものとする。

## 2 応募者の資格要件

応募事業者（グループ構成員を含む。）は、以下の要件を全て満たすこと。

ただし、グループで応募する事業者は、（１）（３）についてはグループ構成員全体で要件を満たすことも可とする。

- （１）建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業（「管工事」又は「電気工事」）の許可を受けた業者が入ることを必須とし、かつ、「管工事」又は「電気工事」に係る監理技術者の資格を有する専任の技術者を1名配置すること。
- （２）宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第111条又は第126条の規定に基づき、競争入札参加資格名簿に登録されたものであること。
- （３）本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること（過去に調理場で同等規模の事業実績があるなど）。
- （４）宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。
- （６）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正又は再生手続きをしていないこと。
- （７）参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）の提出時から優先交渉権者選定の日までの間のいずれの日においても、市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- （８）国税及び市税の滞納がない者であること。
- （９）暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 3 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加申込書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から受託事業者の決定日までに、応募事業者の要件を欠く事態が生じたときは、失格とする。

## 4 応募に関する留意事項

- （１）応募事業者は、参加申込書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- （２）応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- （３）応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合がある。
- （４）提出された書類は、提出書類の受付期間内に限り訂正を可とするが、同期間終了後

は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行う場合がある。

(5) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(6) 応募に関して使用する言語は原則として日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### 第4 スケジュール及び応募手続等

##### 1 募集から契約締結までのスケジュール

募集から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

日程（予定）	内容
令和8年6月 1日（月）	募集開始（募集要項等を市ウェブサイトにて公表）
令和8年6月 1日（月）から 令和8年6月 8日（月）17時まで	募集要項等に関する質問を電子メールで受付
令和8年6月10日（水）まで	募集要項等に関する質問に対する回答を市ウェブサイトにて随時公表
令和8年6月12日（金）16時まで <b>必着</b>	参加申込書の提出期限（持参又は郵送）
令和8年6月16日（火）までに通知	応募資格審査結果を電子メールにて通知
令和8年6月26日（金）16時まで <b>必着</b>	企画提案書の提出期限（持参又は郵送）
令和8年7月 8日（水）までに開催	選定委員会（プレゼン）の実施 ※開催日時等の詳細は別途通知
令和8年7月14日（火）までに通知	審査結果を郵送で通知するとともに、市ウェブサイトにて公表
令和8年7月下旬	契約の締結

##### 2 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、応募を検討する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。質問の受付は、令和8年6月8日（月）17時までとし、質問に対する回答は、同年6月10日（水）までに市ウェブサイトにて公表する。

###### (1) 質問の受付

質問書（様式第2号）に質問内容を簡潔にまとめて記入し、件名を「【プロポーザル質問書】」として電子メールで「6 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛てに送信すること。また、送信後は、必ず電話で受信の確認を行うこと。

なお、電話及び口頭等での質問に対する個別対応は行わない。

###### (2) 質問への回答

受け付けた質問に対する回答については随時、質問した事業者名は記載せず、市ウェブサイトにて公表する。

### 3 参加申込書の提出等

応募事業者は、参加申込書に以下の書類を添えて、令和8年6月12日（金）16時【必着】までに「6 問合せ・提出先」に記載の提出先に持参又は郵送すること。

なお、提出部数は1部、提出書類のサイズはA4縦向き（左綴じ）とすること。

#### (1) 参加申込書及び添付書類

##### ① 参加申込書（様式第1号）

添付書類

##### ② 委任状（様式第3号） ※グループで応募する場合のみ

##### ③ 応募グループ構成書（様式第4号） ※グループで応募する場合のみ

##### ④ 事業の実施体制（様式第5号）

##### ⑤ 会社概要（様式第6号）

※グループで応募する場合は構成員を含む。⑥⑦⑧も同じ。

##### ⑥ 履歴事項証明書（会社・法人）又は住民票（個人事業者）

（3か月以内に取得したもの）

##### ⑦ 宇部市が賦課する税の滞納がないことを証する証明

（1か月以内に取得したもの）

##### ⑧ 国税の滞納がないことを証する証明（1か月以内に取得したもの）

#### (2) 応募資格審査結果の通知

応募資格審査結果は、令和8年6月16日（火）までに電子メールにて応募事業者へ通知する。参加資格を満たしていないと判断された者は、通知を受けた日の翌日から3日以内に、その理由を書面（様式任意）により求めることができる。

#### (3) 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を「6 問合せ・提出先」に記載の提出先に持参又は郵送すること。この場合、その他の市の事業において不利益を被ることはないものとする。

### 4 現地説明会

現地説明会は行わない。

現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式第8号）に必要事項を記入の上、件名を「【現地見学申込書】」として令和8年6月5日（金）正午までに電子メールで「6 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛てに送信し、送信後は、必ず電話で受信の確認を行うこと。

現地見学は、令和8年6月8日（月）～令和8年6月12日（金）のいずれも15時以降の時間帯を予定しており、具体的な日時等については、申込者に別途通知する。

### 5 企画提案書の提出等

応募資格審査にて参加資格を有すると通知を受けた者は、企画提案書に以下の書類を添えて、令和8年6月26日（金）16時【必着】までに「6 問合せ・提出先」に記載の提出先に持参又は郵送すること。

なお、提出部数は5部、提出書類のサイズはA4縦向き（左綴じ）とするが、図面等で

A4では確認が難しいものは、A3（巻き3つ折り縦向き）とすること。

(1) 企画提案書及び添付書類

① 企画提案書（様式第9号）

※添付書類（A4サイズ換算で20枚以内とすること。）

② 提案概要書（様式任意）（評価項目を参考に、分かりやすく作成すること。）

③ 類似業務における過去の受託実績（様式第10号）

④ 設置予定機器一覧（様式任意）

⑤ 事業工程表（様式任意）

⑥ 見積書（様式第11号）

令和8年度事業に係る整備費用を積算して作成すること。

⑦ 見積内訳書（様式任意）

機種や設置台数、室内機・室外機・配管等の見積内容が分かるようにすること。

(2) 選定委員会の実施

受託候補者を選定するため、「宇部市学校給食センター等空調設備整備事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

なお、応募事業者が1者のみであっても、審査を実施する。

① 選定委員会の開催日時及び場所

企画提案書を提出した応募事業者に別途通知（令和8年7月8日までに開催）

② 審査の内容

提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行い、その後ヒアリングを行う。

③ 審査方法及び審査基準等

審査は、以下の基準に基づいて行い、評価点（各審査員の評価の平均点）60点以上を得た者のうち、点数の最も高い者を受託候補者、次に点数の高い者を次点候補者として選定し、得点が同点であった場合は、選定委員会において協議の上、決定する。

評価項目	配点
1 本事業の実施に関する項目	
①事業実施における体制、遂行能力、過去の業務実績	30点
②事業実施における地域貢献（市内企業の積極的な活用）	10点
2 空調設備の整備に関する項目	
③スケジュール、設置機器及び施工計画の妥当性	50点
④施工期間中の周辺地域等への環境・安全面への配慮 作業実施時の調理場の衛生面への配慮等	10点
計	100点

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和8年7月14日（火）までに全ての応募事業者に書面で通知するとともに、市ウェブサイトにて公表する。受託候補者に選定されなかった者は、通知

日の翌日から起算して7日以内に、その理由を書面（様式任意）により求めることができる。

(4) 契約の締結

市と受託候補者とで協議を行い、必要に応じて仕様書を見直した上で再度、見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項に定める随意契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点候補者と契約交渉を行うものとする。

(5) その他留意事項

- ① 審査結果に対しては、異議申し立てはできない。
- ② 本プロポーザルに係るすべての応募書類は返却しない。
- ③ 企画提案書は、受託候補者の選定のために使用し、原則公開しない。ただし、宇部市情報公開条例の規定による請求に基づき、公開する場合がある。
- ④ 電子メールや応募書類等の不達及び遅配に起因して応募事業者に不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
  - イ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合
  - ウ 選定委員会に正当な理由がなく欠席又は遅刻した場合
  - エ 応募書類に虚偽の記載があった場合
  - オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に違反する行為があった場合

6 問合せ・提出先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市教育委員会事務局 学校給食課（本庁舎棟4階）

担当：加藤、二宮

<電話番号>0836-34-8561

<メールアドレス>kyuusyoku@city.ube.yamaguchi.jp